

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

改 正 案

階級	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	階級
年齢	六十	六十	六十	六十	年齢
階級	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	階級
年齢	五十五	五十五	五十五	五十五	年齢
階級	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	階級
年齢	五十四	五十四	五十四	五十四	年齢

別表第九（第六十条関係）

現

階級	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	階級
年齢	六十	六十	六十	六十	年齢
階級	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	階級
年齢	五十五	五十五	五十五	五十五	年齢
階級	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	陸海空 将将将	階級
年齢	五十三	五十三	五十三	五十三	年齢

行

（傍線部分は今回改正部分）

備考

(略)

備考

(略)